

# 1、相談支援専門員の研修制度 の見直しについて

平成30年9月12日～14日 厚生労働省主催  
平成30年度サービス管理責任者等指導者養成研修 資料  
(一部抜粋)

# 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実**する。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設**。

## 現行

専門コース別研修 (任意研修)

相談支援従事者  
実務要件

相談支援従事者  
初任者研修  
(31.5h)

相談支援  
専門員  
として配置

相談支援従事者  
現任研修(18h)  
※5年毎に現任研修を受講  
(更新研修)

相談支援専門員  
としての要件更新

## 改定後

専門コース別研修(任意研修)

※一部必須及び現任・主任研修受講の要件について検討

相談支援従事者  
実務要件

**【カリキュラム改定】**  
相談支援従事者  
初任者研修  
(42.5h)

相談支援  
専門員  
として配置

**【カリキュラム改定】**  
相談支援従事者  
現任研修(24h)  
※5年毎に現任研修を受講  
(更新研修)

相談支援専門員  
としての要件更新

**+** 3年以上の実務

**【カリキュラム創設】**  
主任相談支援専門員  
研修(30h)

主任相談支援  
専門員  
として配置

一定の実務経験の要件(注)

(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)

- ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
- ②現に相談支援業務に従事している

# 相談支援専門員研修の告示別表(案)

初任者研修(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法も概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

現任研修(現行)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

初任者研修(見直し後)		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修(見直し後)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
合計		24h

**新設**

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向と主任相談支援専門員研修修了者の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義・演習	13h
	地域援助技術に関する講義・演習	11h
合計		30h